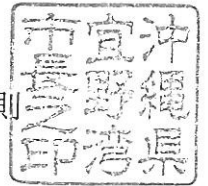


宜野湾市告示第 15 号

宜野湾市景観条例（平成 27 年宜野湾市条例第 38 号）第 8 条第 1 項の規定により景観形成重点地区を指定するので、同条例第 8 条第 3 項の規定により下記のとおり告示します。

令和 6 年 2 月 29 日

宜野湾市長 松川 正則



1. 名称

西普天間住宅地区景観形成重点地区

2. 区域

西普天間住宅地区土地区画整理事業の施行区域を中心とする約 50.8ha

3. 区域図

宜野湾市景観計画（別冊）西普天間住宅地区のとおり